

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 13 日 (金) 第 88 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 1
- 鹿児島県文化芸術の振興に関する条例の一部を改正する条例 (※) (文化振興課取扱い) 1
- 鹿児島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例 (※) (地域政策課取扱い) 2
- 鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (※) (子育て支援課取扱い) 3
- 県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 (※) (道路建設課取扱い) 3

条 例

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 1 号

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

鹿児島県産業廃棄物税条例 (平成16年鹿児島県条例第44号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成31年度」を「令和 6 年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 2 号

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例 (平成17年鹿児島県条例第24号) の一部を次のように改正する。

目次中「文化芸術振興指針」を「文化芸術推進基本計画」に改める。

前文中「迎え、少子高齢化の進展、生活圏の拡大など私たちの住む地域社会は大きく変化しており」を「迎えた今、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、技術革新の急速な進展など社会のあらゆる面で大きな変革期にあり」に改め、「重要になっている」の次に「。また、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、喫緊の課題となっている」を加える。

第 2 条第 4 項中「その」の次に「年齢、障害の有無、経済的な状況又は」を加え、同条に次の 2 項を加える。

7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた交流人口の拡大などを図り、それにより生み出された様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用するよう配慮されなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 県は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めるものとする。

第 3 条第 3 項中「の自主性及び文化芸術活動の多様性に」を「が自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たせるよう」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 県は、地域における文化芸術の振興に係る市町村の果たす役割の重要性に鑑み、市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術振興施策について、必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

「第 2 章 文化芸術振興指針」を「第 2 章 文化芸術推進基本計画」に改める。

第 4 条第 1 項中「文化芸術の振興に関する指針」を「文化芸術振興施策に関する基本的な計画」に、「文化芸術振興指針」を「文化芸術推進基本計画」に改め、同条第 2 項から第 5 項までの規定中「文化芸術振興指針」を「文化芸術推進基本計画」に改める。

第 7 条中「書道」の次に「、食文化」を加える。

第 26 条第 1 項第 1 号中「文化芸術振興指針」を「文化芸術推進基本計画」に改める。

第 27 条中「、文化芸術」の次に「若しくはその関連分野」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 3 号

鹿児島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

鹿児島県土地利用審査会条例（昭和49年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条第 2 項を次のように改め、同条を第 5 条とする。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 審査会は、委員 7 人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 4 号

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県安心こども基金条例（平成21年鹿児島県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 5 号

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年鹿児島県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 自転車通行帯

第 3 条第 2 項中「第 3 種道路」を「第 3 種の道路」に、「第 4 種道路」を「第 4 種の道路」に改める。

第 3 条第 5 項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 7 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第 9 条第 1 項中「又は第 4 種の道路」を「（第 4 級及び第 5 級を除く。次項において同じ。）又は第 4 種（第 3 級及び第 4 級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が 1 時間につき 60 キロメートル以上であるもの」に改め、同条第 2 項中「道路（」を「道路で設計速度が 1 時間につき 60 キロメートル以上であるもの（」に改める。

第 10 条第 1 項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第 11 条第 1 項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第 40 条中「第 7 条第 1 項」の次に「、第 9 条第 1 項及び第 2 項」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第 3 種又は第 4 種の県道については、改正後の県道の構造の技術的基準等を定める条例第 7 条の 2 並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。